

# こんな時には、届出・承認申請が必要です

県営住宅に入居されている間、次のような事由が発生した場合は、すみやかに埼玉県住宅供給公社（管轄支所）で手続きを行ってください。尚、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

く ご 注 意	(1) 世帯(ご家族)に異動がある方は、必ず届出や承認申請等の手続きが必要となります。 (2) ご不明な点は管轄支所に相談し、すみやかに手続きをお願いします。 (3) 『届出・承認申請』に必要な添付書類は、従来通り原本（3か月以内の交付）を提出してください。
------------------	---

申請書の種類	内容	必要書類（添付する証明書等）
◎入居世帯異動届 (世帯員の異動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子の出生</li> <li>●同居者の転出（死亡・離婚・別居等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出生の場合……住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの）</li> <li>○死亡・別居等の場合……住民票の除票又は、転出先（新住所地）の住民票</li> <li>○離婚の場合……戸籍謄本（離婚の事実確認）と転出した方の住民票の除票又は、転出先（新住所地）の住民票</li> </ul>
◎同居承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●名義人が結婚したとき</li> <li>●新たに親族を同居させたいとき</li> </ul> 【同居可能な名義人との関係】 1. 名義人の配偶者 2. 一親等の血族又は姻族	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戸籍謄本（名義人との続柄を確認）</li> <li>○同居させたい方の収入の額を証する書類（所得証明書等） ※中途就職、退職の場合は、給与支払証明書、退職証明書等</li> <li>○住宅に困窮している旨の証明書（建物の賃貸借契約書の写し等）</li> <li>○納税証明書等（税金を滞納していないことの証明）</li> </ul>

★申請時に再計算した同居後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合の同居は認められません。

◎入居権利者地位 承継承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>●名義人の死亡又は離婚により名義人が退去し、同居者が引き続き入居しようとするとき</li> </ul> 【承継可能な名義人との関係】 1. 名義人の配偶者 2. 一親等の血族又は姻族であって、①～④のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 60歳以上の方</li> <li>② 1～4級に該当する身体障害者の方</li> <li>③ 1～2級に該当する精神障害者の方</li> <li>④ ㉠、A、Bに該当する知的障害者の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戸籍謄本（名義人との続柄を確認するため）</li> <li>○転出する名義人の住民票の除票又は、転出先（新住所地）の住民票</li> <li>○住宅に残る方の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの）</li> <li>○入居届け書、同意書・念書等、緊急時等連絡先の本人確認書類</li> </ul>
---------------------	---	---

★申請時に再計算した承継後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合は、地位承継は認められません。  
★同居承認された日から、1年未満の方の地位承継は認められません。

◎緊急時等連絡先 変更承認申請書	●緊急時等連絡先の死亡等により変更しようとするとき	○新緊急時等連絡先の本人確認書類・同意書
---------------------	---------------------------	----------------------

◎連帯保証人変更 承認申請書	●連帯保証人の死亡等により連帯保証人を変更しようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新連帯保証人の印鑑証明書</li> <li>○新連帯保証人の所得証明書・同意書等</li> </ul>
-------------------	-------------------------------	---

★民法改正（令和2年4月1日施行）に伴い、新連帯保証人には極度額（保証の限度額）が設定されます。

◎改名届	●入居者の姓名が変わったとき	○住民票（改名の事実がわかるもの）等
------	----------------	--------------------

◎住宅不使用届	●続けて15日以上使用しないとき	○不在時の緊急連絡先等をお尋ねする場合があります。
---------	------------------	---------------------------

◎減免申請	●収入が著しく低いことから、家賃の支払いが困難な方（管轄支所に相談）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯全員の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの）</li> <li>○所得証明書等（その他必要書類）</li> </ul>
-------	------------------------------------	--

※1 上記以外の書類が必要となる場合もあります。  
 ※2 家賃減免期間中で入居世帯人数に変更がある方は、あわせて減免申請（減免見直し）をしてください。

# 県営住宅だより 令和4年2月号 NO.118



## 令和4年度 家賃口座振替日のご案内

引落とし日は、毎月末日の前日です。ただし、末日の前日が金融機関の休業日の場合は、その前日になります。必ず引落日前日までに入金してください。

家賃納入月	引落日	家賃納入月	引落日
令和4年4月	令和4年4月28日(木)	令和4年10月	令和4年10月28日(金)
5月	5月30日(月)	11月	11月29日(火)
6月	6月29日(水)	12月	12月30日(金)
7月	7月29日(金)	令和5年1月	令和5年1月30日(月)
8月	8月30日(火)	2月	2月27日(月)
9月	9月29日(木)	3月	3月30日(木)

### 安否確認の電話サービスを行っています

70歳以上の単身高齢者等の希望者の方に毎月1回の定期的な安否確認（公社職員による電話での確認）を実施しています。



埼玉県マスコット「さいたまっちゃん」

### 合鍵預け先登録

見守りの一環として、ご親族などに合鍵を預けている情報の登録を行っています。



～ 管轄支所にお気軽にお問い合わせください ～

## 埼玉県住宅供給公社

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

公営住宅部

(県営住宅課) TEL 048-829-2875 (県営住宅収納課) TEL 048-829-2876

(県営住宅課駐車場担当) TEL 048-829-2864 (公営住宅技術課) TEL 048-829-0081

大宮支所 〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131 TEL 048-645-1772

川越支所 〒350-1101 川越市の場2218-4 ベルアート301号室 TEL 049-227-6408

熊谷支所 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2 TEL 048-524-7963

岩槻支所 〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3 TEL 048-794-7146

## 自治会活動 報告 (消防訓練)

### 小鹿野赤平住宅から



消火器を使って消防訓練

小鹿野町にある小規模な県営住宅（2棟36戸）小鹿野赤平住宅から消防訓練の報告がありました。

令和3年11月に開催しました。参加人数は約10名で、親子で参加してくれたご家族もありました。

避難訓練では非常ベルが鳴り、火災発生の呼びかけなど普段体験できないリアルな緊迫感がありました。消火訓練は消火器の使用方法など実体験ができました。

参加した方からも非常ベルの場所の再認識ができ、防火に対する意識も高まり、良い体験ができましたと感想をいただきました。

消防訓練を実施して、  
万が一の事態に備えましょう。



【県営住宅課・管轄支所】

## 県営住宅での火災が増えています!

冬は空気が乾燥し、暖房器具を使う機会も多くなることから、火災が非常に発生しやすくなります。埼玉県内の県営住宅でも、室内での火災が12月に2件、1月に1件発生しています。

火災予防に向けて、ご入居されている皆様においても、「4つの習慣」、「6つの対策」の心がけをお願いします。

### 住宅火災を予防するための4つの習慣

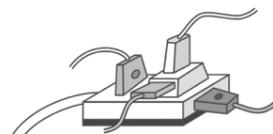
○ **寝たばこは絶対にしない、させない**



○ **ストーブの周りに燃えやすいものを置かない**



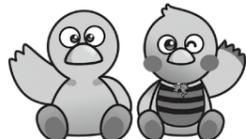
○ **コンロを使うときは、火のそばを離れない。**



○ **コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く**

### 住宅火災で命を守る6つの対策

火災から  
命を守るために



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」

- ストーブやコンロは、安全装置の付いた機器を使用する。
- 住宅用火災警報器は定期的に点検する。
- 寝具、衣類等は防災品を使用する。
- 消火器等の使い方を確認しておく。
- 避難経路と避難方法を確保する。
- 地域ぐるみの防火対策を行う。

消防庁ホームページより引用

## 【県営住宅】一般住宅の高齢者・障がい者世帯、子育て支援住宅の障がい者世帯の入居期限を延長します

令和4年1月1日に埼玉県県営住宅条例施行規則を改正しました。

この改正により、10年の入居期限付きで県営住宅に入居されている方のうち、以下の要件に該当する世帯は申請により入居期限を延長します。

### 対象住宅 要件

#### ● 一般住宅(入居期限10年)

- ・ 名義人または同居の親族に70歳以上(期限満了時点)の方がいる世帯
- ・ 名義人または同居の親族に障がい者の方がいる世帯(注)

#### ● 子育て支援住宅(入居期限10年)

- ・ 名義人または同居の親族に障がい者の方がいる世帯(注)

注 障がい者の方がいる世帯とは、次の世帯をいいます。

- ・ 1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ・ 1～2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方がいるか、障がい等級が1級10号の障がい年金給付を受けている方がいる世帯

- ・ ㊦、A、Bに該当する知的障がい者の方がいる世帯
- ・ 障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは別表1号表ノ3の第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯

### 延長期間

期限満了の日から5年間

(状況が変わらない場合には、申請により再延長ができます。)

【埼玉県 HP】【管轄支所】

## 令和4年度 駐車場口座振替日のご案内

駐車場口座引落日は、以下のとおりです。

引落日の「前日までにご入金」いただきますようお願いいたします。

月	引落日	月	引落日
令和4年4月	令和4年4月27日(水)	令和4年10月	令和4年10月28日(金)
5月	5月30日(月)	11月	11月29日(火)
6月	6月29日(水)	12月	12月29日(木)
7月	7月28日(木)	令和5年1月	令和5年1月30日(月)
8月	8月30日(火)	2月	2月27日(月)
9月	9月29日(木)	3月	3月30日(木)

口座振替は

- ◎ 埼玉りそな銀行
- ◎ りそな銀行
- ◎ 武蔵野銀行

でお取り扱いいたします

【県営住宅課 駐車場担当】

## 見守りサポーターの活躍のご紹介

見守りサポーターに登録されている自治会長さんから、『最近連絡が取れない高齢者の方がいる』と公社に相談が入りました。公社職員より消防署に連絡をし、消防署が隣家より侵入、室内で倒れているご本人を緊急搬送し、一命をとりとめることができました。

自治会長さんの早めの報告と隣家の方のご協力により救出につなげることができました。サポーターの皆様、ご協力本当にありがとうございました。(大宮支所管内団地)



埼玉県マスコット「コバトン」

日頃のサポーターの皆様の活動により大切な命を救うことができます。何気ないことでも、ちょっと普段と違うなと感じたら、公社へご報告をお願いします。見守りサポーターの引き続きのご協力をお願いします。

見守りサポーター  
未登録の自治会は  
ご登録をお願いします

【県営住宅課 管轄支所】